

受理書

令和6年(2024年)12月10日

有限会社TOKANeco
代表取締役 坂本 憲昭 殿

茨城県知事 大井川 和彦



茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例付則第3項の規定に基づく令和6年9月4日付けの届出については、次のとおり受理しました。

受 理 の 年 月 日	令和6年(2024年)9月4日
受 理 番 号	1-211
許 可 の 有 効 期 限	令和11年(2029年)3月31日
保管する再生資源物 及びその保管量	金属 577.9m ³
設 置 場 所	神栖市筒井字南内1303番1 外4筆
屋外保管事業場の面積	5,468m ²
保管する再生資源 物の高さ	金属 2.5m
留 意 事 項	1 再生資源物の屋外保管に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、速やかに連絡し、指示を受けること。